

こ支総第2号
令和8年1月9日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

こども家庭庁支援局長

こども性暴力防止法施行ガイドラインについて（周知依頼）

令和6年6月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「法」という。）については、今般、その円滑な施行に向け、法及び法に基づく下位法令の解釈を示し、実際に法に基づく措置を実施する事業者や従事者の皆様の理解を促すとともに、こどもや保護者を始めとする国民の皆様に対して、制度の詳細な全体像をお示しするため、別添のとおり、「こども性暴力防止法施行ガイドライン」を策定しましたので、通知します。（「こども性暴力防止法施行ガイドライン」掲載先：

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

本年12月25日の法の施行に向けては、十分な周知を行った上で、対象となる事業者や従事者に、できるだけ早く準備を進めていただくとともに、こどもや保護者を含めて、本制度への理解を深めていただき、社会全体として、こどもに対する性暴力は許さないという機運を醸成していくことが必要です。

各都道府県におかれては、管内の市区町村に対して、各都道府県及び指定都市におかれては、児童福祉、子どもの居場所、学習塾、社会教育、スポーツ、文化芸術、その他の習いごと等、児童等を対象とする施設・事業に関連する関係団体、事業者等に対して、本制度の概要について、幅広く周知いただくようお願いします。なお、一部の関係団体等には、別途関係省庁に周知を依頼するため、重複して本周知が届く可能性がある旨念のため申し添えます。

また、周知に当たっては、「こども性暴力防止法の事業者マーク（こまもろうマーク）の策定について（周知依頼）」（令和7年12月25日付けこ支総第309号こども家庭庁支援局長通知）でお示ししている別添2～別添4のリーフレット及び動画もご活用ください。

なお、今後、全国で説明会を開催し、本ガイドラインの内容を踏まえ、本制度について本格的な周知を実施していく予定です。

※参考：こども性暴力防止法に関する各種資料の掲載先（こども家庭庁ウェブサイト）
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou> （再掲）

1225 こ支総 309
令和7年12月25日

都道府県知事
各
指定都市市長

こども家庭庁支援局長

こども性暴力防止法の事業者マーク（こまもうマーク）の策定について

令和6年6月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「法」という。）第23条第1項において、認定事業者等は、認定等事業に関する広告その他の内閣府令で定めるものに、内閣総理大臣が定める表示を付することとされています。

また、本年4月にこども家庭庁に設置した、有識者による「こども性暴力防止法施行準備検討会」の検討においては、学校設置者等についても、認定事業者等と同様、対象施設・事業等であることが児童等や保護者等から容易に判別できるような表示を設けるべきものとされました。

今般、これまでの議論等を踏まえ、別添1のとおり、認定事業者等が表示することができる「認定事業者マーク」及び学校設置者等が表示することができる「法定事業者マーク」（通称「こまもうマーク」）を定めます。

認定事業者マークについては、法第23条第1項のこども家庭庁長官が定める表示を定める件（令和7年こども家庭庁告示第11号）において、法定事業者マークについては、本通知において定めることとなります。

法律の施行後は、対象となる事業者は、施設の入口や受付、ウェブサイト、募集広告、求人広告などに「こまもうマーク」を表示することができ、こどもを性暴力から守るための取組を適切に行う施設・事業者であると、こどもや保護者から一目でわかるようになります。

来年12月25日の法の施行に向けて、今後制度の対象となる事業者・従事者や、こども・保護者を始めとした国民の皆様向けに周知を本格化していくに当たっては、単に制度の周知にとどまらず、こどもを性暴力から守る社会を実現するためのシンボルである、この「こまもうマーク」も活用して、社会全体としてこどもに対す

る性暴力を許さないという機運の醸成に取り組んでいくことが重要だと考えています。

各都道府県におかれては、管内の市区町村に対し、各都道府県及び指定都市におかれては、児童福祉、子どもの居場所、学習塾、社会教育、スポーツ、文化芸術、その他の習いごと等、児童を対象とする施設・事業に関連する関係団体、事業者等に対して、「こまもろうマーク」について幅広く周知いただき、本制度の周知等の際に、積極的に「こまもろうマーク」を活用いただくことを依頼していただくようお願いします。

なお、令和7年9月30日に発出した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に向けた周知依頼について」（令和7年9月30日付けこ支総第210号こども家庭庁支援局長通知）の別添1～別添3（本通知の別添2～別添4）のリーフレット及び動画についても、「こまもろうマーク」を挿入し、再編集を行ったものをこども家庭庁のウェブサイト※にて公表していますので、周知の際にご活用ください。

※参考：制度概要リーフレット及び動画の掲載先（こども家庭庁ウェブサイト）

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

(別添1)



(左：認定事業者マーク、右：法定事業者マーク)

<マークについて>

モチーフには、大きな目で子どもを見守る「フクロウ」を採用し、「子どもをまもろう」「みんなでまもろう」というキャッチフレーズも念頭に、「こまもろう」と名付けました。子どもをしっかりと“見て守る”黒い大きな瞳と、子どもを守るために張り巡らせた“アンテナ”を思わせる少し尖った頭の形が特徴です。デザインは、子どもにも親しみやすく、さまざまな場所で見つけやすいよう、本体には暖かいオレンジを基調に、背景に青とピンクを用いることで、視認性と分かりやすさを高めています。

今後、これらのマークが社会に浸透することにより、性暴力から「子どもをまもろう、みんなでまもろう」という意識が社会全体に広がることを目指します。

『こども

2026年
12月25日
施行予定



性暴力防止法』

がスタートします。

こどもに対する性暴力は、断じて許されるものではありません。

学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

事業者に求められる取組

✓ 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。

✓ こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。

✓ 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。



法律の対象は？

学校(幼稚園、小中高など)や認可保育所などは、公立・私立を問わず全ての施設や事業者が対象となります。放課後児童クラブや学習塾といった事業者は、こども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。

義務対象

- ・学校
- ・認可保育所
- ・認定こども園
- ・児童養護施設
- ・障害児施設
- など

認定対象

- ・認可外保育施設
- ・放課後児童クラブ
- ・学習塾
- ・スポーツクラブ
- など



認定を受けた事業者は

こども家庭庁が
ウェブサイトを通じて公表

認定事業者マークを表示可能

こどもたちを性暴力から守るためにの取組

✓ 事業者において日頃から取り組むこと

性暴力を未然に防止する環境づくりを進めるとともに、早期発見のための仕組みを整えます。

- ・子どもの心身の状況の日常観察
- ・相談窓口の設置・周知
- ・子どもへの面談・アンケート
- ・従事者への研修

など



✓ 性暴力の疑いがある場合に取り組むこと

性暴力の疑いが生じた場合は、子どもの安全を守るとともに、調査などを行い、具体的な対策につなげます。

- ・子どもの保護・支援
- ・調査などの実施

など



✓ 性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

こどもと接する業務に就く人に特定性犯罪の前科がないかを確認します。

特定性犯罪の例

※成人に対する性犯罪を含む

不同意わいせつ



痴漢



盗撮



など

対象業務 勤務形態に関わらず、教員や保育士など、こどもと継続的に接する従事者が確認対象となります。

必ず対象となる業務

- ・学校 教員、スクールカウンセラー、部活動指導員
- ・保育所 園長、保育士

実態を踏まえて対象とするか判断する業務

- ・事務職員
- ・スクールバス運転手
- ・警備員

事業者は、こどもに対して性暴力などを行うおそれがあると判断する場合

こどもと接する業務に就かせないなどの対応



令和8年
(2026)
12/25
施行



教育・保育などを行う事業者の皆さまへ

子ども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point
1

制度開始後、対象事業者は、従事者に、**性犯罪前科の有無を確認すること**が求められます。

Point
2

性犯罪前科が確認された場合には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**配置転換等の雇用管理上の措置**が必要になります。

※ こどもに接する業務に就かせ続けることはできません。

Point
3

制度開始後のトラブル防止のため、**制度開始前から、採用選考の際 誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認**してください。

子ども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。子ども性暴力防止法では、対象事業者に対して、**従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。**

制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。それ以外（放課後児童クラブ、学習塾など）は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

義務対象



認定対象



対象事業

- 学校（幼小中高特支、高専、高等専修学校）
- 認可保育所、認定こども園
- 児童養護施設
- 障害児施設 など



- 認可外保育施設
- 一時預かり、病児保育
- 放課後児童クラブ
- 学習塾、スポーツクラブ など

対象業務

- 教員、部活動指導員
- 保育士
- 児童指導員
- 児童発達支援管理責任者 など



- 保育従事者
- 子育て支援員研修等受講者
- 放課後児童支援員
- 塾講師、指導員 など



今後、皆さんにお願いすること

制度の開始後※1、対象事業者には、次の措置が求められます。

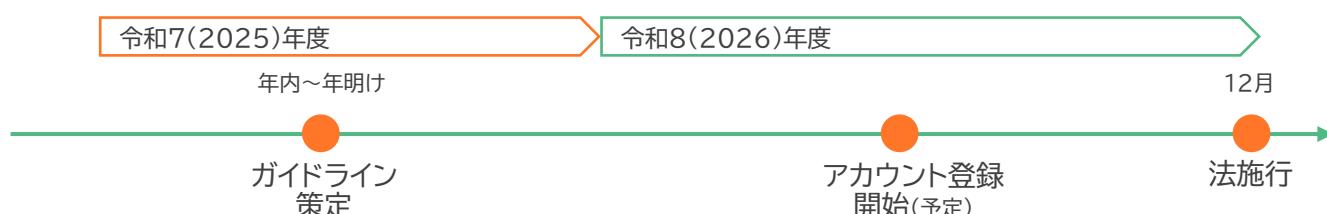
- ・ 安全確保措置 ・・・ 被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備 等
- ・ 犯罪事実確認 ・・・ 従事者の性犯罪前科の有無の確認
- ・ 防止措置 ・・・ 性暴力のおそれがあると判断される場合の子どもとの接触回避策 等
- ・ 情報管理措置 ・・・ 性犯罪前科等の情報の適正な管理

特に、性犯罪前科が確認されるなど、性暴力のおそれがあると判断される従事者については、配置転換等の雇用管理上の措置が必要になるため、制度開始後のトラブル防止の観点から、

就業規則等を整備して従事者に周知しておくこと

採用選考の際に、誓約書等により性犯罪前科の有無を確認しておくこと

等の対応を、**制度開始前のいまから**事前にやっておくことが重要です。



いまから着手が必要なこと

就業規則の整備等

就業規則等を整備して従事者に周知すること、採用選考時に性犯罪前科を確認することなどが必要です。



施行までに対応が必要なこと※3

法で求める体制整備

子どもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討など、法で求める取組の準備が必要です。



従事者への周知

制度開始に伴い、従事者が対応すべき事項(性犯罪前科の確認、研修受講等)の周知をお願いします。



GビズID登録

手続はオンラインで行います。なりすまし防止のため、GビズID※2の事前取得をお願いすることになります。



※1 令和8(2026)年12月25日以降

※2 デジタル庁発行の事業者向けID。1つのID・パスワードで複数の行政サービスへのログイン・手続が可能となります。

※3 詳細は、ガイドライン策定後にご案内予定です。

子ども性暴力防止法の詳細については、
子ども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法

検索



令和8年
(2026)
12/25
施行



子どもに接する現場で働く皆さまへ

子ども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point

1

子どもに接する現場で働く方は、

性犯罪前科の有無の確認が必要になります。

Point

2

性犯罪前科があると、性暴力のおそれがあるとの判断の下、

子どもに接する業務に就くことができなくなります。

子ども性暴力防止法とは？

性暴力は、子どもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。子ども性暴力防止法では、対象事業者に対して、**従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、子どもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。**

制度の対象は？

子どもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。それ以外（放課後児童クラブ、学習塾など）は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

義務対象



認定対象



対象事業

- 学校（幼小中高特支、高専、高等専修学校）
- 認可保育所、認定こども園
- 児童福祉施設 など



対象業務

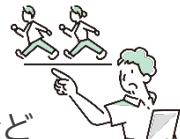
- 教員
- 保育士
- 児童指導員 など



- 認可外保育施設
- 放課後児童クラブ
- 学習塾、スポーツクラブ など



- 保育従事者
- 放課後児童支援員
- 塾講師、指導員 など



対象となる性犯罪は？

事業者が確認する性犯罪前科として、次のようなものが対象となります。

不同意性交等

不同意
わいせつ

児童買春

児童ポルノ
所持

痴漢

盗撮

未成年
淫行

など

※成人に対する性犯罪を含みます。

今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※、性犯罪前科の確認など、子どもへの性暴力防止の取組のため、次のような対応が必要になります。

※令和8(2026)年12月25日以降

性犯罪前科の確認

アカウント登録

手続は、プライバシー保護のため、オンラインで行います。



子どもの安全確保

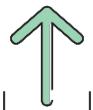
研修の受講

性暴力防止への理解促進に必要です。



戸籍等の登録

性犯罪前科の確認手続に必要です。



日頃からの見守り等

被害の早期把握のために必要です。



制度の開始後、

- 性犯罪前科があると確認された場合**
- 戸籍等の提出が行われず、法定期限までに性犯罪前科の確認ができない場合は、性暴力のおそれがあるとの判断の下、子どもに接する業務に就くことができません。**

子ども性暴力防止法の詳細については、
子ども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法

検索

